ID: 225

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立老人福祉会館の設置及び管理に関する条例　第9条の2第2項
例規番号	昭和51年条例第30号

【根拠条文】

（附属設備等使用料）

第9条の2　第4条の規定により会館の附属設備等を使用する場合は、無料とする。

2　第5条の規定により会館の附属設備等を使用する場合は、別表第2に定める附属設備等使用料を納めなければならない。

別表第2(第9条の2関係)

附属設備等使用料

種別	品名	単位	使用料(円)
照明器具	スポットライト	1台	810
音響装置	マイクロホン	1本	810
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810
	テープレコーダー	1台	810
	レコードプレーヤー	1台	810
その他	金屏風	1双	2,440

備考

1　この使用料は、全日をもつて1単位とする。

2　市外居住者が使用するときは、使用料の10割の額を加算する。

3　この料金表に規定しないもの及び持込み器具のうち電気器具その他を使用する場合は、別に実費を徴収する。なお、電気器具については、次のとおりとする。

(1)　1．5KW未満　無料

(2)　1．5KW以上　1．5KWごとに500円

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日